

農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン（案）について  
の意見・情報の募集の結果について

平成22年4月21日  
農林水産省生産局

この度、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン（案）」について、平成22年3月19日から平成22年4月1日までの期間、農林水産省ホームページに掲載すること等を通じて、広く国民の皆様から意見・情報を募集したところです。

その結果、募集期間において、16件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

なお、本件につきましては、公表した案に修正を加えた上で、ガイドラインを策定することとしましたのでお知らせいたします。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**【問い合わせ先】**

生産局技術普及課

担当：森、森田

代表：03-3502-8111（内線：4728）

直通：03-6744-2435

「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン(案)」に寄せられた御意見等の概要と回答

本文・取組事項の別	該当箇所	意見概要	回 答
本文	-2	「必要な関係法令等の内容に即して定められる点検項目」とあるが、点検項目の部分を「基準とそれを達成するための取組事項」とすべきである。	本ガイドラインは、農業生産活動において、特に実践を奨励すべき取組内容を明確化し、農業者や産地において、先進的な農業生産工程管理（GAP）を導入・実践する際の目安として、活用されることを期待するものです。
	-4	整理すべきなのは、取組内容の共通基盤ではなく、生産者が農業を行う上で最低限実施しなければならない基準、または規範である。	これらの取組内容は、法令、国の指針、国際機関が定める基準及び科学的知見等を基本として作成したものです。一方、全ての農業者が実施しなければならない基準や義務を定めたものではありません。法令上の義務の定めのある一部の取組事項については、その旨記載してあります。
	-6	本ガイドラインでは、実践を奨励すべき取組だけではなく、「農業生産工程管理を行う上での基準（または規範）」も一緒に提示すべきである。	本ガイドラインでは、工程管理の内容としての取組事項と併せて、それに関連する法令等の名称を示しています。これらの法令等の内容は別途作成する参考資料集にまとめることとしておりますので、御参照ください。
	-5	課題となっているのは、農業生産工程管理（GAP）について、何をどこまで行うかの基準が統一されていないからであり、高度化とは異なる論点である。	農業生産工程管理（GAP）については、様々な取組内容の共通化に加えて、農産物の安全性向上、環境保全、労働安全の観点などの取組内容の高度化を図ることが求められていることから、本ガイドラインを作成したところです。
	-6	本ガイドラインは実施主体だけでなく、卸売業者や食品事業者などの関係者にも周知を図るべきである。生産から消費にかかわる関係者が共通の認識を持つ事は、食の安全安心確保や農業の持続的発展に有効である。	本ガイドラインは、都道府県等への通知、ホームページでの情報提供、説明会の開催等を通じて広く普及を図ることを予定しております。その過程で、卸売業者や食品事業者などの方々への周知も図ることとしています。
	-6	果樹、大豆以外にも、基礎GAPが示されている茶、きのこ、花きについても早急にガイドラインを示して頂きたい。	今後、他の作物についても、ニーズ等を踏まえ、順次検討を進めていく予定としています。
		審査認証制度については、従来通りに民間の普及機関に認証機関としての役割を任せるとかを明示すること等、制度設計や実施方法も含めて基本コンセプトの中に示すことが望ましい。	農業生産工程管理（GAP）の実践に当たっては、生産者自らによる点検を基本とし、更に客観性を確保する観点から、産地の責任者等による内部点検あるいは、第三者（取引先）もしくは、第三者（審査・認証団体等）点検を活用することとしているものであり、審査認証を必ず受けることとしているものではありません。
		国内の検査員のスキルが低い。認証を行う事業者、検査員についてもISOの基準に準拠し、公正な検査を行うインフラ整備についてもガイドライン策定と並行して議論を進めるべき。工程管理の項に第三者による点検の実施とあり、審査・認証を行う者についてのガイドラインも合わせて示すべき。	なお、農林水産省では、今後、都道府県の普及指導員を対象とした研修の実施や、産地の様々な指導者の養成に対する支援等を進めることとしています。
		農業者や団体がGAP認証を受けるために必要なデータ収集・調査などを支援する制度、改善方法等を支援する機関の設置が可能であれば明示されたい。	産地における食品安全に関する危害要因の分析、研修会の開催等の取組を支援する事業（消費・安全対策交付金、産地収益力向上支援事業等）を行うこととしています。
取組事項	全般	<p>法令の努力事項や指針等の場合は、それらに記載されている全ての項目を実施することが最善ではあるが、困難な場合もあるので最終的に全項目を実施するにしても、一項目でも実施すれば、該当する取組事項については実施していると見なすようにしていただきたい。</p> <p>取組事項について、基礎GAPのように義務項目と重要項目に分けていただきたい。</p>	<p>本ガイドラインは、我が国が推進すべき農業生産活動につき、特に実践を奨励すべき取組を明確化するための共通基盤として整理したものであり、本ガイドラインに示す内容全体を一つのパッケージと取り扱うべきものと考えています。</p> <p>一方で、産地によっては、直ちにこれらの内容を実現することが難しい場合もあり得ることから、その場合は、本ガイドラインを先進的農業生産工程管理（GAP）導入のための到達目標として捉え、その取組内容を順次発展させていただくことを御検討いただきたいと思います。</p>

生産者が取り組みやすくするには、同一レベルで取り組むのではなく、ステップ1(簡易なもの)からステップ2(より高度なもの)など、複数のレベル設定をしてはどうか。

ガイドライン(案)の項目の中には、すぐに取り組むことが不可能なもの、市場からの見返りが無いものなどが含まれていることから、生産現場の現状から乖離せず、適切な農業生産現場づくりの指針となるよう見直しを行う仕組みを備え、追加コストが発生するものはそれに見合った政策とセットで運用する必要。生産現場の体力を奪うようなものとならないよう運用すべき。

家族経営から法人経営まで経営目的が多岐に渡る中、農家がこれら全ての目的について同じ水準で確認・徹底することは困難であるため、農家の目指す経営像を前提とし、経営目的に合わせて農家が自主的にGAPメニューを選択する、「農業経営マニュアル」として、以下のとおりGAPを目的別に分類していただきたい。

1. 食品安全を目的とするGAPは全ての農家が取り組める基礎的なものとし、出荷物について最低限遵守すべき項目を整理。
2. 農村地域の環境保全に努める農家向けに、環境保全を目的とするGAPを整理し、地域環境に資する要件に基づく補助金等の「支払い基準」として活用。
3. 常時労働者を雇用する農家向けに、労働安全を目的とするGAPを整理し、労働環境整備のマニュアル化。

ガイドラインの構成について、例えば(野菜の番号37)の「農薬、肥料等の適切な管理」については労働安全に分類されているが、これらは食品安全や環境保全にもかかわる項目である。目的ごとに取組事項を分類するのではなく、取組事項ごとに、それが何の目的で実施されるのか分かるような構成にしていきたい。

何を持って適正なのか、適切なのかは具体的な言葉で表現すべきであり、このガイドラインの策定にあられた委員の方々の各項目における適正、適切に対する解釈もあわせて公表すべき。

各取組事項の文言に「適正」や「適切」の言葉が多く使用されているが、何を持って適正や適切とするのかは解釈が難しい。そこで「適正又は適切でない」事項を示して、それを回避する取組を実施する事の方が、リスク管理というGAP本来の考え方にも合致しているし、生産現場でも理解しやすいので、ガイドラインの表記もそのように変更していただきたい。

本ガイドラインでは御指摘のように他の目的に資する取組もありますが、各項目を「主な目的」ごとに分かり易く整理するために、食品安全、環境保全、労働安全等のいずれかに分類したものです。  
各実施主体においては、利用者の利便に資するよう、点検項目の順番の入替や構成の工夫などを行っていただくことも可能です。

「適正」か否かの判断等の御参考となるよう、取組事項の基本となった法令、国の指針、国際機関が定める基準等の内容について、別途作成する参考資料集にまとめることとしておりますので、御参照ください。

野菜1、11  
米1  
表1

取組事項について、具体的な記述が少なくわかりにくい。例えば、「ほ場やその周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等からの汚染防止」については、ほ場からの汚染とは具体的に何を指すのか、「トラクター等の農機具や収穫・調製・運搬に使用する器具類等の衛生的な保管、取扱、洗浄」については、トラクターに付着した土壌等の汚染源がどのような理由で食品を汚染するのかが記載されていない。このため、取組事項(チェックリスト)の具体的な内容説明をQ & A等を整備し行う必要がある。

ほ場からの汚染とは、従前の用途(畜産業や廃棄物保管等)や汚染された地表水の流入等により、ほ場が有害化学物質や有害微生物に汚染され、その結果として農産物が汚染されることを想定しております。  
また、トラクター等の農機具については、例えば、たい肥やその原料、生ごみ等に使用した後、十分な洗浄を行うことにより、生鮮野菜の汚染を低減することができると考えられます。  
これらの取組事項の詳細については、別途作成する参考資料集にまとめることとしておりますので御参照ください。

野菜7	<p>生鮮野菜の生産においてたい肥を施用する場合は、病原微生物による汚染を防止するため完熟たい肥を施用。完熟たい肥の定義がなされていないため、取組みを行ううえで、どのような製造条件を満たしたものが完熟となるのか、自己判断により「完熟」の程度がまちまちになる。一般的な完熟たい肥の製造工程を、ガイドライン等で提示して欲しい。</p>	<p>完熟たい肥については「農業技術の基本指針」（農林水産省）において、「切り返しを適切に行い、熟成期間も十分取る等、病原微生物が死滅するまで十分発酵させたたい肥」と定義しています。別途作成する参考資料集に、この定義を記載する予定ですので御参照ください。</p> <p>なお、多くの産地に適用でき、病原微生物の汚染低減に効果のあるたい肥の製造方法について、現在研究等により科学的知見の蓄積を図っているところです。</p>
野菜7	<p>「完熟たい肥」とあるが、作目により要求される腐熟度は異なることから、完熟の判断は生産者に委ねられたい。</p>	
野菜26 米19 麦17	<p>廃掃法において、ハウスやマルチに使用するビニールを廃棄する必要が生じた場合、特定管理廃棄物として、処理するまでの間、保管しなければならない可能性がある。現状、こういった廃棄物の保管は圃場など敷地の一角に野積み保管されている状況が大半だが、厳密に同法に照らして運用しようとする、農家の負担が大幅に増加するため、農業廃棄物の適正保管・処理について別途基準が欲しい。</p>	<p>農業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の事業者該当しますので、農業生産活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する必要があります。同法に基づき、特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間は「特別管理産業廃棄物保管基準」（同法の施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の13）に従い、生活環境の保全上支障のないように保管する義務があります。</p>
野菜45 米40 麦36	<p>「生産工程管理の実施」の「自己点検に加え、産地の責任者等による内部監査、第三者（取引先）による点検又は第三者（審査・認証団体等）による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用」について、JAグループでは生産履歴記帳の内部検査体制構築に取り組んでおり、GAPについても、現在実施している内部検査体制が利用できるようにしていただきたい。</p>	<p>生産工程管理の実施に当たっては、自己点検に加えて、産地の責任者等による内部検査、第三者による点検又は第三者による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用することとしております。御指摘の内部検査は、客観的な点検と見なし得るものであれば、「産地の責任者等による内部点検」に当たると考えられます。</p>
野菜25 米18 麦16	<p>土壌侵食対策として、地力増進基本指針にある対策を全て実施することを求めるのではなく、現地での創意工夫に任せて頂きたい。</p>	<p>地力増進基本指針に示す土壌侵食対策は、適地における不耕起栽培のほか、様々な事例を示しています。これらの事例を全て実施する必要はなく、産地の実情に応じて対策を検討していただくことも可能です。</p> <p>なお、同指針の該当箇所は、別途作成する参考資料集に掲載することとしています。</p>
野菜10	<p>ほ場から通える場所とはどの程度の距離・時間をさすのか。ほ場内でのトイレ設備の確保は困難な場合があるので、車で移動できる範囲も認めていただきたい。</p>	<p>ほ場から通える場所でのトイレ設備の確保等については、栽培から出荷までの工程に関わる作業者が、ほ場を衛生的な状態に保つという目的を達成できるよう、産地の実情に応じて御検討いただきたいと思います。</p>
野菜39 米32 麦30	<p>（取組事項：「農業者自らが開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用」について） この項目は専ら生産者に帰属する利益についてであり、他の項目の様に関係者に対する利益ではないのでGAPにはそぐわない。</p>	<p>農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドラインの対象とする取組事項については、御指摘の利益の帰属が生産者であるか場合も含めて重要であるとの考え方で整理しております。</p> <p>御指摘の部分で紹介している「農業の現場における知的財産取扱指針」は、地域に眠っている農林水産業における技術・ノウハウが「知的財産」として認識されることが重要であることから、その保護・活用のための手段として、「権利化」、「秘匿」、「公開」の3つの基本的な考え方をまとめ、「知的財産」をどのように取り扱うかを検討する際の参考としていただくものであり、本ガイドラインの6に記載しております「我が国の農業生産活動において、特に実践を奨励すべき取組」であると考えております。</p>
野菜1 米1 麦1	<p>野菜では区分欄に「ほ場環境の確認と衛生管理」とあるが、米麦では「ほ場での確認と衛生管理」となっている。違いはあるのか。</p>	<p>「ほ場環境の確認と衛生管理」に統一します。</p>

野菜44 麦35	農協や卸売業者などの販売委託先が出荷に関する記録の提供について協力することはあるが、基本的に出荷に関する記録の作成・保存は農業者の責任で行うべきである。	出荷記録の保存は農業者の責任の下行われることが基本です。ここでは、念のため、販売委託を行う際に記録の作成・保存の依頼等を行うことについて差し支えない旨記述したものです。
米6	カドミウムによる土壌汚染の問題は、農家個人では対応しきれない問題であり、いわば地域の問題であり、GAPによって農場管理の仕事の一つと位置付けられても困る、との意見を多く聞いている。現場の実態をふまえた再検討をお願いする。	「水稻のカドミウム吸収抑制のための対策技術マニュアル」に基づき、現在、農業者が取り組むことが可能な米中カドミウムを低減するための対策を中心に記載しています。この内容は、別途作成する参考資料集にも掲載します。 また、本ガイドラインに掲げられた米中カドミウムを低減する取組内容は、産地において自治体または農業者団体、個々の農業者等が役割分担して実践することも可能です。 例えば、カドミウム汚染状況等に関する情報の把握は自治体または農業者団体、湛水管理の実施は個々の農業者など、産地における役割分担を考慮して、農業生産工程管理（GAP）に組み込むことが可能です。 なお、カドミウムによる土壌汚染は、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づいて都道府県知事が必要な対策を講じることとなっています。
	今後の最重要の課題は、「GAPの共通基盤」の推進方策であり、GAPを推進し定着していく枠組み構築を進め、生産現場で実施可能なものとしなければならない。	今後、ガイドラインの内容周知、産地における取組の推進、指導者の育成、産地における導入状況の調査等を推進し、農業生産工程管理（GAP）の普及に努めて参ります。また、その際の普及用の資料等についても関係者の円滑な理解・取組の促進に資するよう工夫して参りたいと考えております。
取組事項(チェックリスト)のみならず、普及の手法部分を整理することが必要。	GAPの普及には、普及すべき人、普及のための具体的な方法を明確にし、取り組む農業者の理解を得る必要がある。そのための資料として手引書や理解促進のための優良事例集等の整備が必要。	
「GAPの共通基盤に関するガイドライン」に初めて触れる人々に誤解無く伝わるように、文字のみでなく分かりやすい図や映像、更には具体的な実践例の提供など、普及宣伝への格段の強化が求められる。	取組み産地を増やす事も重要だが、取組を普及させる側も正しく理解した人を増やすことが必要。	
消費者のGAPの認知度は極めて低く、農場のGAPの取組を消費者に評価してもらえる環境にない。農林水産省としても、消費者向けのGAP認知向上策について本格的に取り組んで頂きたい。	ILO勧告の、雇用条件、有休休暇、労働監督等に関する勧告については今後検討を要する。	
農産物の食品安全には、農業者だけでなく卸売業者や流通業者、小売業者の取組も重要となる。よって、農業生産工程管理（GAP）に則って生産された農産物が、安全に消費者へ届くような取組を実施すべきである。		
今後、ガイドラインの周知のため、説明会の開催、ホームページを通じた情報提供等を行うこととしており、これらの取組を通じて消費者の方々の認知度向上にも努めて参ります。	農業労働については、気候や天候に影響を受け、季節により労働時間が大きく変化するという特性を十分考慮する必要がありますが、近年では農業経営の法人化の進展等に伴い雇用労働力確保の必要性が増す中で労働条件の改善は重要な課題となることから、まずは雇用労働環境の確保に向けた意識啓発や実践に取り組んでいるところです。今後とも農業の特性を踏まえて適切な労働環境のあり方について検討してまいります。	
生産から流通、そして消費に至る一連のフードチェーンにおける取組について、農業生産工程管理（GAP）とともに、「危害分析・重要管理点（HACCP）」等の定着を実現することで、安全な農産物を消費者の方に提供できるよう努めて参ります。		

	<p>今後は農業者や農業団体が取組む補助事業のクロスコンプライアンス要件や先進的に取組む「農業者」への補助金の加算要件に指定して更なる普及をめざし、農家の経営改善と経営体力の強化を図るべき。</p> <p>例 個別所得保障制度等へGAP取組加算要件に加える等</p>	<p>本ガイドラインは、より多くの農業者、産地が高度な取組内容を含む先進的な農業生産工程管理（GAP）を導入・実践する際の目安としてまずは普及を図ることとしており、補助事業等のクロスコンプライアンス要件とはしておりません。</p> <p>本ガイドラインの普及にあたっては、卸売業者や食品事業者などの方々への周知も図ることとしておりますが、その際、本ガイドラインが、先進的な農業生産工程管理（GAP）を導入・実践する際の目安として活用されることを期待するものである旨説明して参りたいと考えております。</p> <p>いただいたコメントは、今後のガイドラインの普及を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
	<p>農林水産省では、ガイドラインは先進的なGAPを導入・実践する際の目安として活用を考えているが、将来、このガイドラインを取組の基準とされ、補助事業での採択要件や流通・小売業界から、産地評価に使われないか心配である。</p>	
	<p>農林水産省における施策全体を生産現場に浸透させるための重要なツールとして位置づけ、現場推進の鍵となるよう、他の政策との連動、環境支払いのようなインセンティブを付け、推進していくことが求められる。</p>	
	<p>日本でもGAPと戸別補償制度を関連付ける施策を検討してはどうか。</p>	
	<p>名称を「適正農業規範」とすべき。原語の主旨にも合致する。「農業生産活動を行う上で必要な関係法令等に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価による持続的な改善活動」を行うことは、一般的なPDCAサイクルを基本としたマネジメントシステムと同様でありGAP特有ではない。また、GAPと称した数多くの生産工程管理手法が出回っており、本ガイドラインとの混同を防止するためにも「農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）」とすることは適切でない。</p>	<p>食品の安全性の向上、環境保全、労働安全の確保に加えて、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化を実現していくためには、点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価による持続的な改善活動が有効であることから、本ガイドラインにおいても農業生産工程管理という表現を用いています。</p>
	<p>標準規格を策定することで、仕入れ上のリスク、コスト圧縮等小売側の諸課題が解決するとともに、生産者側も国・地域の差異なく競争できるというメリットがあるというGAP策定の背景を理解せず、ローカルGAPを乱造するような国内の現状において、もう少し行政としての策を講じるべき。</p>	<p>現在、農業生産工程管理（GAP）の取組が多く産地で行われるようになった一方で、その取組内容が多岐にわたり、農業者・産地の混乱が懸念される状況にあることに対応するため、この度、本ガイドラインを策定し、取組内容の共通基盤として提示することとしたところです。</p>
	<p>地域性などを考慮した研究機関等による検証と点検が必要。</p>	<p>産地における導入状況調査を定期的に行うなど、普及に際しての実情の把握に努めて参ります。</p>
	<p>本ガイドラインで示された全国的に汎用性の高いGAPに加え、各地域で取り込まれる多様なGAPに関して、気候や地域性を考慮したGAP対応管理技術等を許容することが求められる。さらに、地域毎の多様なGAPの導入を容易にするために、雛形としてのジェネリックモデルの整備と導入支援ソフトの利用が望まれる。</p>	<p>現在、「新たな農林水産政策を推進する実用化技術開発事業」により、農業生産工程管理（GAP）の導入促進に向け、生産工程管理における記録や確認作業の負担軽減、精度の向上を図るシステムの開発を行っているところです。</p>
	<p>GAPの普及強化を推進する農水省として、IT、ICT利活用による農家の負担軽減策を打ち出すことが必要ではないか。</p>	
取組事項	<p>野菜・米・麦 環境保全</p> <p>野生動植物保護の観点から、生物多様性の確保を目的とした取組みが盛込まれることが望ましい。</p>	<p>本ガイドラインでは、有機物の施用、農薬と他の防除手段を組み合わせた防除等の生物多様性の保全に資する取組事項も含まれております。今後、関連する法令等の制定等があった際には、必要に応じて見直しを検討したいと考えております。</p>

-	<p>農業生産技術の自動化や無人化が進む中、これらの新技術・システムを利用した作業管理や安全については今後柔軟に対応して行く事が重要。農業機械用の燃料に関してもバイオディーゼル等のバイオ資源の利用・管理に関する規程も重要な項目となる。</p>	<p>本ガイドラインは、科学的知見の発展や法令等の制定に合わせ、必要に応じて見直しを行うこととしており、今後、ご指摘にあった分野における状況を注視して参ります。</p>
	<p>ガイドラインが示されるという今回の動きによって、取組産地及び取組を検討している産地に混乱が生じることを懸念する。</p>	<p>産地によっては、直ちにこれらの内容を実現することが難しい場合もあり得ることから、その場合は、本ガイドラインを先進的農業生産工程管理（GAP）導入のための到達目標と捉え、その取組内容を順次発展させていただくことを御検討いただきたいと考えており、ガイドラインの普及にあたっては、その旨をきめ細かく説明して参りたいと考えております。</p> <p>また、今後、各産地の取組内容の高度化にあたっては、産地の取組の推進、指導者の育成、データベースの構築・情報提供等の各種支援を行って参ります。</p>
	<p>ガイドライン（案）では、取組の進捗を管理する内容が記載されていない。進捗管理については、第三者による認証、2者認証、JA等による監査、内部検査（自己確認）等の手法があり、負担感も異なる。進捗管理手法についても、整理すべきであるが、どのレベルで管理するかは取組者の判断にゆだねられるべき。</p>	<p>点検項目の進捗管理は、生産者自らによる点検を基本とし、更に客観性を確保する観点から、産地の責任者等による内部点検あるいは、第三者（取引先）もしくは、第三者（審査・認証団体等）点検のいずれか又は全てを農業者や産地が選択できることとなっています。</p>

その他のご意見

-	<p>本ガイドライン案は、食品安全だけでなく環境保全と労働安全を盛り込んでおり、「消費者」だけでなく、農業者にも大変有用となるすばらしいガイドラインである。</p>	
	<p>農業生産工程管理（GAP）で考慮すべき、基本理念と法令を体系的に示し、食品の安全性の確保、環境保全の推進、労働安全の徹底を農業及び関連産業に求め、その実施において国の関与を明らかにしたことは評価できる。</p>	